令和４年度目黒区エコプラザ指定管理事業計画体系図

目黒区エコプラザの設置目的（条例第一条）

資源及びエネルギーの有効利用等環境への負荷の低減に関する普及啓発及び環境への負荷の低減に関する区民等の自主的活動の支援を行うことにより、地域及び地球の環境保全に資するため、目黒区エコプラザを設置する。

目黒区エコプラザの設置目的を達成するために行うこととされている事業（条例第３条第１号～第７号）

事業計画上の個別実施事業

（第１号事業）
講座及び講習会等を実施すること

→
1　エコプラザ講座等の開催
2　出前講座の実施

（第２号事業）
資料を収集し、利用に供すること

→
1　情報室の運営
2　情報室での普及活動

（第３号事業）
不用物品を再生すること

→
1　「何でもつくり隊」活動支援
2　修理コツコツ講座
3　資源回収拠点事業

（第４号事業）
不用物品の販売又は交換の場を提供すること

→
1　リサイクルショップの運営
2　不用品情報提供事業
3　子ども用品の交換会

（第５号事業）
環境への負荷の低減に関する活動を行う団体を育成すること

→
1　環境推進員等ステップアップ講座の開催
2　環境保全活動団体支援コーナーの充実

（第６号事業）
エコプラザの施設を利用に供すること

→
1　活動室等の利用提供

（第７号事業）
区長が必要があると認める事業

→
1　環境推進員養成講座の実施
2　エコサポーターの活動支援
3　ふれあい館まつり・区民まつりへの参加